

2014年(平成26年)12月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 島山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに
係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させ
ることに伴う本人通知の省略について(答申)

2014年12月1日付けで諮問(第696号)された国民健康保険の
資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に
用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略につい
て次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に
利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う
本人通知を省略することについては「3 審議会の判断理由」に述べ
るところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的
外に利用させる必要性及び本人通知を省略する合理的理由は次のとおり
である。

(1) 諮問に至った経過

国民健康保険法、第82条第4項の規定に基づき「保険者は被保険
者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければ
ならない」とされている。

近年、特定健康診査(以下「健診」という。)の導入や診療報酬明
細書(以下「レセプト」という。)の電子化の進展等により、健診の
結果とレセプト情報を活用して、医療保険者は加入者の健康課題の分
析やデータ分析に基づく保健事業が可能になってきた。「日本再興戦
略」(平成25年6月14日閣議決定)において、すべての健康保険
組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保

持増進のための事業計画として、「データヘルス計画」の作成・公表，事業実施，評価の取り組みを求めるとともに，市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとされた。こうした中，国民健康保険においては，平成26年3月31日に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が改正され，平成26年4月から保険者は，健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために，保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で保健事業の実施及び評価を行うこととされた。データヘルス計画を策定することは，加入者の健康課題を明確にし，健康リスクに合わせた保健事業を具体的に実施することができる。特に，生活習慣病の重症化するリスクを持った対象者を抽出して，アプローチすることは，医療費の適正化や，健康寿命の延伸にも繋がると考えている。データヘルス計画を策定，実施するためには，被保険者マスタ情報にレセプト情報と健診データを突合し，そのデータを分析する必要がある。また，その突合及びデータ分析業務は膨大なデータ量となるため業務委託によって行う。

このような作業を行う必要があることから，第12条に規定された目的外利用の制限に関することについて諮問するものである。

(2) 個人情報を利用させることの必要性について

ア レセプト情報を利用させることの必要性

現在は，健診データを分析して，加入者の健康状態の把握を行っているが，健診後に要治療と判断された方が治療を受けかたどうかまでは把握できない。要治療と判断された方が，そのまま治療をせずに放置したままでいると，重症化が進み治療が困難な状態になり，結果として医療費が高額になってしまうことになる。

(ア) レセプト情報を分析することで，現在の治療病名，治療方法，治療費が明確になり，藤沢市国民健康保険加入者の病気の傾向が把握できる。

(イ) 健診データとレセプト情報を突合することで，保健事業の対象者を明確にでき，電話勧奨などを実施することで，重症化の予防が図れる。

イ 利用させるレセプト情報の個人情報の項目

被保険者証番号，氏名，生年月日，レセプト診療年月日，医療機関コード，診療日数，請求点数，疾病名コード

データヘルス計画で必要とするレセプトは毎月11万件あり，医療機関等から提出されるため，本人から収集することは困難である。また，レセプトは神奈川県国民健康保険団体連合会が集約・管理し，保険者である保険年金課が国保総合システムにより保有している。

以上のことから，迅速かつ正確に本事業を進めるためには，他に方法が無いことから，国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関する事務において保有しているレセプト情報を，国民健康保険被保

険者に対する保健事業の実施に関する事務において、目的外に利用する必要がある。

- (3) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について
「目的外利用」の本人通知については、レセプト件数は毎月11万件となり、通知すべき相手が多数となる。また、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務の執行に支障が生じるため、事務処理の正確性、効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

- (4) 実施年月日
平成26年12月15日以降

- (5) 提出資料
ア データヘルス計画の推進について
イ 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正について
ウ 国民健康保険法に基づく保健指導の実施に関する指針
エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(2)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報を利用させることの必要性について
実施機関はレセプト情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

ア 現在は、健診データを分析して、加入者の健康状態の把握を行っているが、健診後に要治療と判断された方が治療を受けかたどうかまでは把握できない。要治療と判断された方が、そのまま治療をせずに放置したままですと、重症化が進み治療が困難な状態になり、結果として医療費が高額になってしまうことになる。

イ レセプト情報を分析することで、現在の治療病名、治療方法、治療費が明確になり、藤沢市国民健康保険加入者の病気の傾向が把握できる。

ウ 健診データとレセプト情報を突合することで、保健事業の対象者を明確にでき、電話勧奨などを実施することで、重症化の予防を図ることができる。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させることの必要性があると認められる。

- (2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について
実施機関は、個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略する理由について、次のように述べている。

「目的外利用」の本人通知については、レセプト件数は毎月11万件となり、通知すべき相手が多数となる。また、通知する費用や事務

量が過分に必要となり，事務の執行に支障が生じるため，事務処理の正確性，効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

以上のことから判断すると，個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

ただし，本人通知の方法について，具体的に検討することを条件とする。

以 上